

# 水戸・新市民会館 事業費返還

## 市民団体の請求棄却

### 地裁判決「市長裁量権 乱用ない」

水戸市の新市民会館の建設計画が地方財政法などの定める「最少経費原則」に違反しているとして、市民団体が高橋靖市長に対し、市が再開発組合に支出した事業費を返還させるよう求めた訴訟の判決で、水戸地裁は十五日、請求を棄却した。



判決理由で広沢諭裁判長は、立地決定過程などで、検討が不十分だったとは言えないと指摘。「市長の裁量権の逸脱や乱用は認められない」とした。

7月にオープンする水戸市民会館。向かいの京成百貨店と接続する上空通路が市の予算で設置された。いずれも水戸市で。円の返還請求を求めるよう訴えの内容を変更した。新市民会館は今年七月二日に開館、十二月には先進七カ国(G7)内務・安全担当相会合の会場になる予定。

### 原告憤り「行政におもねる判断」

「不当も不当、大変ひどい判決だ」。十六人の原告団で代表を務める田中重博が、報道陣の前で憤りをあらわにした。総額三百六十億円を超える巨額の事業費の違法性を訴えてきたが認められず、「非常にずさんな決め方だったにもかかわらず、全く理解されなかった。行政におもねる判断をしたと言わざるをえない」と非難した。

判決後に原告団と弁護士が開いた記者会見で、谷萩陽一弁護士は「行政のやっていることを追認する判断になっている点で、不当な判決だ」と指摘。立地場所の決定過程が短期間だったことや、事業費が当初の六十八億円から膨れ上がったことなどを挙げ、「検討の内容が不合理だと主張していたのに、内容には踏み込まず、行政が検討さえすれば司法は内容の判断はしないという姿勢になっている」と批判した。

原告団と弁護士は「判決は司法の役割を放棄した不当な内容で、容認できない。事業の合法性と推進した高橋靖市長の責任を明らかにするため、引き続き闘

市は旧市民会館が東日本大震災で被災し使用できなくなったため、二〇一三年十二月に同市泉町一丁目北地区に新施設を建設すると表明。原告側は、はじめに中心市街地への移転ありきで、立地判断の根拠がなく事業費算定もずさんだと主張していた。

市民団体は一九九二年十二月、予算執行の差し止めな

### 市長「市民に愛される施設に」

水戸市の高橋靖市長は、判決を受けて「東日本大震災で被災し使用できなくなった旧市民会館に代わる施設として整備を進めてきたもので、その必要性が認められたものと考えている。多くの市民に愛され、活用され、市民が誇りに思えるような施設となるよう、全力で取り組み、将来にわたってにぎわいのある楽しめるまちをつくらせてまいら」とのコメントを出した。

「もう完成してしまっているのに、今後はどう活用できるかについての意見を言っていきたい。交通渋滞の問題など、実際に使い出すとさまざまな悩みが出てくる。諦めずに改善の要求を出していく」と語った。

原告団の母体となっている市民団体「新・水戸市民会館計画を白紙にもどし市民の声を反映させる会」も、引き続き活動する考え

### 市長の責任追及へ 今後も活動



水戸地裁前で不当な判決だと訴える原告団

(長崎高大)